

令和8年度「SAGAゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金」の補助事業者（執行団体）

【公募要領】

令和8年2月24日  
佐賀県脱炭素社会推進課

佐賀県では、令和8年度「SAGAゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金」の補助金交付事務を行う事業者（執行団体）を公募します。

なお、この公募は、令和8年2月の議会において予算が成立しない場合は中止とします。この場合は、佐賀県ホームページにてお知らせします。

※補助金の交付を受けて補助対象設備を導入する事業者（間接補助事業者）の公募は、執行団体の選定後、別途実施します。

－公募要領目次－

I 補助事業者（執行団体）の公募について

- 1 補助金の目的
- 2 定義
- 3 補助事業の内容
- 4 補助事業者の審査と採択
- 5 応募の方法

II 留意事項等について

- 1 基本的な事項
- 2 補助金の交付
- 3 補助事業の完了
- 4 補助対象経費
- 5 留意点

- 様式1 公募説明会参加申込書
- 様式2 応募申請書
- 様式3 営業概要書



(2) 公募対象事業内容

事業区分		事業内容	対象者	補助率・補助上限
①	太陽光発電設備導入	太陽光発電設備の導入経費を支援	県内事業者	5万円/kW・上限250万円
②	蓄電池導入	蓄電池導入経費を支援 (①と同時導入に限る)		1/3・上限265万円 (ただし、家庭用(20kWh未満)14.1万円/kWh、業務用(20kWh以上)16.0万円/kWhの1/3を上限とする。)
③	高効率空調機器	空調機器を高効率空調機器(既存設備に対して30%以上省CO2効果が得られるもの)に更新する経費を支援		1/2・上限150万円
④	高効率照明機器	蛍光灯等を高効率照明(調光制御機能を有するLED)に更新する経費を支援		1/2・上限150万円
⑤	高効率給湯器	給湯器等を高効率給湯器(既存設備に対して30%以上省CO2効果が得られるもの)に更新する経費を支援		1/2・上限150万円
		給湯器等をコージェネレーションシステムに更新する経費を支援		1/2・上限150万円
⑥	地中熱空調設備	地中熱空調設備の導入経費を支援	2/3・上限2,000万円	

(3) 補助事業の期間

交付決定の日から令和9年2月15日(月)まで(単年度)

(4) 主な業務の流れ

- ① 間接補助事業者からの問合せへの対応
- ② 間接補助金交付申請書の受理・審査、交付決定
- ③ 実績報告書の受理・審査、額の確定
- ④ 請求書の受理・支払い

(5) 補助事業の経理等

補助事業に関する経理については、事業ごとに帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。また、帳簿及び全ての証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければなりません。

なお、県は、補助事業実施期間中に、補助事業の執行に要する経費について、額の中間検査を実施します。共同実施等により複数の事業者が関与する場合、当該事業者に対しても県が直接検査を行う場合があります。

#### (6) 補助金の支払い方法

補助金のうち概算払をすることができる経費は、次に掲げるものとします。また、支払いは複数回とし、支払時期及び金額については県と協議の上、請求できるものとします。ただし、概算払に当たっては必ずしも希望に添えない場合があります。なお、経費の一部については、精算払とします。

##### ① 事業費

間接補助事業者に対して支払う間接補助金として必要な額

##### ② 事務費

事務に要する費用の支払に必要な額

#### (7) 間接補助事業の指導監督

補助事業者は、間接補助事業者が行う間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に知事に報告するものとします。

また、補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、知事に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとします。

なお、改善が見込まれない間接補助事業者に対しては間接補助金の返還を求めることとします。

#### (8) その他

(1)から(7)に掲げた事項を含め、交付要綱等において、補助事業及び間接補助事業の詳細について定めますので、必ず交付要綱等に従って補助事業を遂行してください。

### 4 補助事業者の審査と採択

#### (1) 審査方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

#### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

①実施体制等

(ア)「4(4)補助事業者の応募資格」に記された資格要件を満たしているか。

(イ)事業を遂行するために必要な能力を有しているか。(財務状況、本事業を行うためのノウハウ等)

(ウ)事業を円滑に遂行するため、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

②事業内容の評価

(ア)事業計画書及び収支予算書の内容が、関係法令等に基づき正しく記載されているか。

(イ)事業の実施方法及び実施スケジュールが現実的かつ効率的・効果的に事業を遂行するものになっているか。

(ウ)事業費、事務費の積算の根拠が明確で妥当な金額となっているか。

(エ)追加業務の提案がされ、目的達成に向けて効果的な内容となっているか。 <加点項目>

③業務実績

(ア)執行団体としての実施実績が豊富か。

(3) 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、佐賀県のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。なお、採択・不採択にかかわらず書面で通知します。

(4) 補助事業者の応募資格

次の要件を満たす民間事業者等とします。

<単独事業者の場合>

①県内に本店又は支店等を有すること。

②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

③会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④公募の日の6か月前から公募申請の提出日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

⑤佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

⑥自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

<複数事業者による共同申請の場合>

① 全ての事業者が上記<単独事業者の場合>の①から⑥までの条件を満たすこと。

複数事業者で共同して応募・申請を行う場合は、代表者を相手方とし、応募・申請に関する責任は代表者が負うこと。

② 共同される全ての事業者は、ほかの事業者と共同して応募・申請することはできません。また、単独で応募・申請していないこと。

## 5 応募の方法

### (1) 応募方法

補助事業者に係る応募に必要な書類を、期間内に電子メールにより県に提出してください。(書面による提出は不要)

### (2) 公募期間

令和8年2月24日(火)から令和8年3月13日(金)17時まで

### (3) 応募に必要な書類及び提出方法

必要書類	提出方法	提出期限
公募説明会参加申込書【様式1】※1	電子メール ※4	3月2日(月)
応募申請書【様式2】※2		3月13日(金)17時
営業概要書【様式3】		
誓約書【様式4】(役員名簿含む)		
事業計画書【交付要綱(別紙1)】		
収支予算書【交付要綱(別紙2)】※3		
法人の定款		
法人の概要が分かる説明資料		
事業報告及び決算報告書 (過去2決算期)※2		

※1 説明会の参加は応募の必須要件ではありません。

※2 補助事業を複数の事業者で共同して実施する形式により申請する場合には、代表者を決めていただくとともに、代表者が応募申請書を提出してください。ただし、代表者が補助事業の全ての業務を他の者に実施させることはできません。

また、提出時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度

の事業計画（案）及び収支予算（案）、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直帰の1決算期に関する事業報告及び決算報告を提出してください。

- ※3 様式に従い、補助事業に関する事務を行うために要する費用の見込みを記載してください。
- ※4 必要書類ごとにPDF化して、各提出期限までに(5)に記載するメールアドレス宛に電子メールにより提出してください。ただし、県のサーバーの都合上、1メールあたりで送信できる容量は5MBを目安としてください。電子メールの受信後、県から受領の確認メールを返信します。データが大容量となりメール添付ができない場合には、複数回に分けて送信いただくか、県のファイル受け渡しサービスを設定しますので、(5)に記載する連絡先に設定を依頼してください。

#### (4) 説明会の開催

補助事業に係る説明会を以下のとおり開催しますので、本補助事業に応募する場合は本公募要領及び応募対象事業に係る資料をダウンロードのうえ、出席してください。なお、出席しない場合も応募は可能です。

##### ○日時

令和8年3月4日（水）午前10時

##### ○場所

県庁新館6階 63号会議室

#### (5) 公募に関する質問の受付及び回答

##### ○受付先

佐賀県 脱炭素社会推進課 普及啓発担当

E-mail：[datsutansosuishin@pref.saga.lg.jp](mailto:datsutansosuishin@pref.saga.lg.jp)

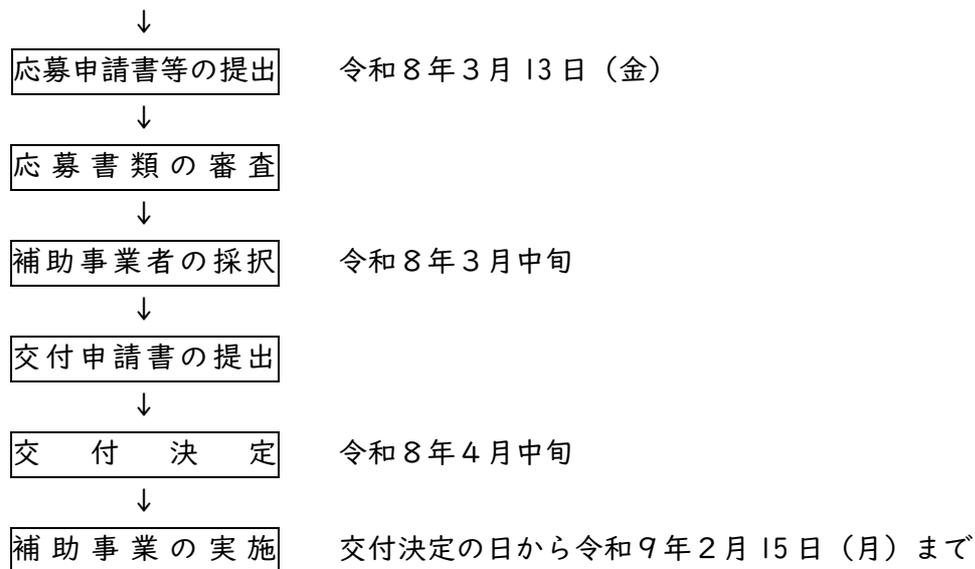
電話：0952-25-7079

##### ○受付及び回答の方法

質問は、電子メールにて令和8年3月12日（木）12時まで受け付けます。件名は「執行団体の公募に関する質問」としてください。なお、メール送付後、電話により提出先へ確認してください。回答は、メールをお送りいただいたメールアドレスに対して随時行います。また必要に応じて県のホームページで公表します。

#### (6) スケジュール

応 募 開 始	令和8年2月24日（火）
↓	
説明会参加申込締切	令和8年3月2日（月） ※様式1の提出
↓	
公 募 説 明 会	令和8年3月4日（水）



## II 留意事項等について

### 1 基本的な事項

補助金については、令和8年度予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、交付要綱及びこの公募要領に定めるところによることとします。

### 2 補助金の交付

#### (1) 交付申請

採択された補助事業者は、補助金の交付申請書を知事あて提出してください。申請手続き等は交付要綱をご参照ください。

#### (2) 交付決定

知事は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

#### (3) 事業の開始

補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に事業を開始することが可能となります。補助金交付決定日以前に契約等を行った経費は、原則として補助金交付の対象外となります。

### 3 補助事業の完了

補助事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月15日（月）のいずれか早い日までに、実績報告書を知事あて提出してください。

### 4 補助対象経費

補助対象となる経費は下表のとおりですが、必ず交付要綱等を参照してください。

補助対象経費の区分	内容	補助率・補助額
事業費	補助事業者が「SAGA ゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金」の補助事業者公募要領に基づき、間接補助事業者に対し、補助する際の当該補助に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）	10/10 ただし、交付限度額の範囲内かつ国及び県の予算の範囲内とする。
事務費	補助事業の事務を行うために直接又は間接に必要な報酬、人件費、賃金、社会保険料、諸謝金、旅費、光熱水費、印刷製本、通信運搬費、会議費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び一般管理費並びにその他必要な経費で知事が承認した経費（消費税及び地方消費税を含む。）	

※補助事業の実施に直接必要と判断し難い消耗品費（例：日用品、新聞・雑誌等）は補助対象となりません。

※一般管理費は、事務費の合計額の10%を上限とします。

※執行団体としての補助金交付事務について、全部若しくはその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

※執行団体としての補助金交付事務について、一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施できる場合は、本公募の応募の際に実施体制として明示されているものに限りません。なお、実施に関する契約を締結し、知事に報告（原則として県の実地検査時に確認する。）するとともに、補助事業の履行体制を遅滞なく公表しなければなりません。

※県は、補助事業実施期間中に、補助事業の執行に要する経費について、額の間接検査を実施します。共同実施等により複数の事業者が関与する場合、当該事業者に対しても県が直接検査を行う場合があります。

## 5 留意点

### (1) 応募書類の取扱

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。また応募者に無断で、県において応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

### (2) 補助事業の検証・評価の実施

実施した補助事業及び間接補助事業の二酸化炭素削減効果を県において検証・評価するため、その実施に当たって必要となる資料等の提供を求める場合があります。

### (3) 補助事業終了後の対応について

補助事業終了後においても会計検査院が実地検査に入ることがあり、その際は対応をいただく可能性があります。

(4) その他

上記のほか、必要な事項は事業の交付要綱等に定めます。